

児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「法人」という。）において、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）の適用対象となる者の範囲並びに同法において禁止される児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、正規職員（総合職）就業規則第25条の2第1項、正規職員（一般職）就業規則第24条の2第1項及び準職員・契約職員就業規則第20条の2第1項に定める各児童福祉事業所で業務に従事する職員及び業務を通して児童等と接する機会のあるすべての者（派遣職員、アルバイト、実習生、ボランティア等）をいう。

2 この規程において「児童等」とは、こども性暴力防止法第2条第1項に規定するものをいう。

3 前2項に掲げるもののほか、この規程で用いる用語の定義は、こども性暴力防止法及び国のこども性暴力防止法施行ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に依るところとする。

(こども性暴力防止法の適用対象となる者の範囲)

第3条 職員等は、こども性暴力防止法第2条第4項に規定する教員等又は同法第2条第6項に規定する教育保育等従事者（以下「適用対象者」という。）に該当するものとする。ただし、業務の実態により児童対象性暴力等が行われるおそれがないと認められる特別の事情がある者（ガイドラインに定める「対象職種における3要件（支配性、継続性、閉鎖性）」のいずれかを満たさない者）を除く。

(児童対象性暴力等の禁止の範囲)

第4条 職員等は、こども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 児童等に性交等（刑法第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）

(2) 児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）

- (3) 刑法第 182 条（16 歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ法」という。）第 5 条（児童買春周旋）、第 6 条（児童買春勧誘）、第 7 条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第 8 条（児童買春等目的の人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 2 条（性的姿態等撮影）、第 3 条（性的影像記録提供等）、第 4 条（性的影像記録保管）、第 5 条（性的姿態等影像送信）若しくは第 6 条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前 2 号に掲げるものを除く。）
- (4) 児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
- ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止される痴漢行為を含む。）
- イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的でカメラその他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）
- (5) 児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをする事（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動を含み、(1) から (4) までに掲げるものを除く。）

（不適切な行為の禁止の範囲）

第 5 条 職員等は、当該行為が継続・発展することにより前条に定める児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 私的なコミュニケーション・面会・送迎等

- ア 児童等と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う
- イ 休日や業務時間外（休憩時間を含む）等に児童等と二人きりで私的に会う
- ウ 保護者の承諾なく児童等の自宅で二人きりになる
- エ 特定の児童等を一人だけ自分の車に乗せて送迎する
- オ 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）

(2) 私的端末での撮影

個人のスマホなどの端末を使い、業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真・動画の撮影をする

(3) 身体接触に関する行為

- ア 特定の児童等に必要性を欠く抱きつき、なでる、手をつなぐ、おんぶ、抱っこなどの身体

接触を繰り返す

イ 児童等の体を執拗にマッサージする、あるいは児童等にマッサージをさせるなど、業務上不要な接触を行う

ウ 寝かしつけの際に、業務上不要であるにもかかわらず特定の児童等とだけ添い寝をする

エ 児童等の意に反して長時間抱きしめる

(4) 服装・環境づくり等

ア 職員等が児童等の前で過度に肌を露出する服装をする

イ 児童等と職員等が二人きりになる空間を意図的に作る

ウ カーテンや仕切りで外から見えない状況を作るなど、性暴力が起きやすい環境を不必要に作る

(5) 更衣

ア 不特定多数の人の目がある中で児童等に更衣をさせる

イ 不必要に児童等が更衣中の部屋に入室する

(6) 特別扱い

ア 特定の児童等に高価な金品を与えたり、児童等から金品を受け取る、あるいは正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする

イ 特定の児童等にだけ特別な呼び方をする

ウ 特定の児童等の容姿を過度にほめる

エ 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする

(7) 排せつ介助等

ア 児童等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行う

イ 特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行う

ウ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する

エ 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る

(8) 児童等の間の不適切な行為の放置

児童等の間の性的な行為、性的なからかい、プライベートゾーンなどの身体接触、性行為の再現などの行為を放置する

(9) 児童等へのわいせつな会話等

児童等に執拗にわいせつな言葉を発したり、又は会話をする、あるいはSNS でやり取りを行う

(10) その他

前各号のほか当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為

(報告の義務)

第6条 職員等は、第4条及び第5条に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年12月25日から施行する。